

■ケーブルテレビ（みらーれTV）指定管理者制度の導入について

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV放送センターの管理運営は、これまで組合の直営で行われてきましたが、民間事業者のノウハウを活用し、サービスの向上とより効果的な運営を図ることを目的に、平成31年4月1日から指定管理者制度が導入されます。

このたび、その指定管理者に「株式会社新川コミュニティ放送」が選定されました。

今後とも、利用者の皆さまのサービス向上に努め、住民の皆さまから愛されるケーブルテレビを目指してまいります。

指定管理者：〒939-0642 富山県下新川郡入善町上野 2793-1

入善町健康交流プラザ サンウェル内

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

CATV放送センター 指定管理者

株式会社新川コミュニティ放送

電話 0765-74-9321 FAX0765-74-9322

指定期間：2019年4月1日から2024年3月31日（5年間）

■使用料等の徴収・収納業務の委託について

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合では、上記指定管理者制度の導入に伴い、ケーブルテレビ事業の使用料・手数料等の徴収・収納事務を指定管理者に委託していますので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により、これを公表します。

※上記の内容についてのお問い合わせは

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

ケーブルテレビ事業課

〒938-0036 富山県黒部市北新 199 番地

電話 0765-57-3303